

まちづくりニュース

～市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり～

平成 14 年 7 月 1 日
発行：太秦地下鉄駅周辺
まちづくり検討会

今年度は、いよいよ区画整理事業が事業化される予定です。そのため、第9回まちづくり検討会が5月16日に右京消防署にて開催されました。今回の検討会では第8回まちづくり検討会で行われた検討の内容と回答、経過報告及び以下のような土地区画整理事業の事業計画（案）についての報告がなされました。また、今後の進め方として、事業計画説明会、縦覧の日程、今年度の事業予定等についても協議しました。

区画整理事業の事業計画(案)を報告

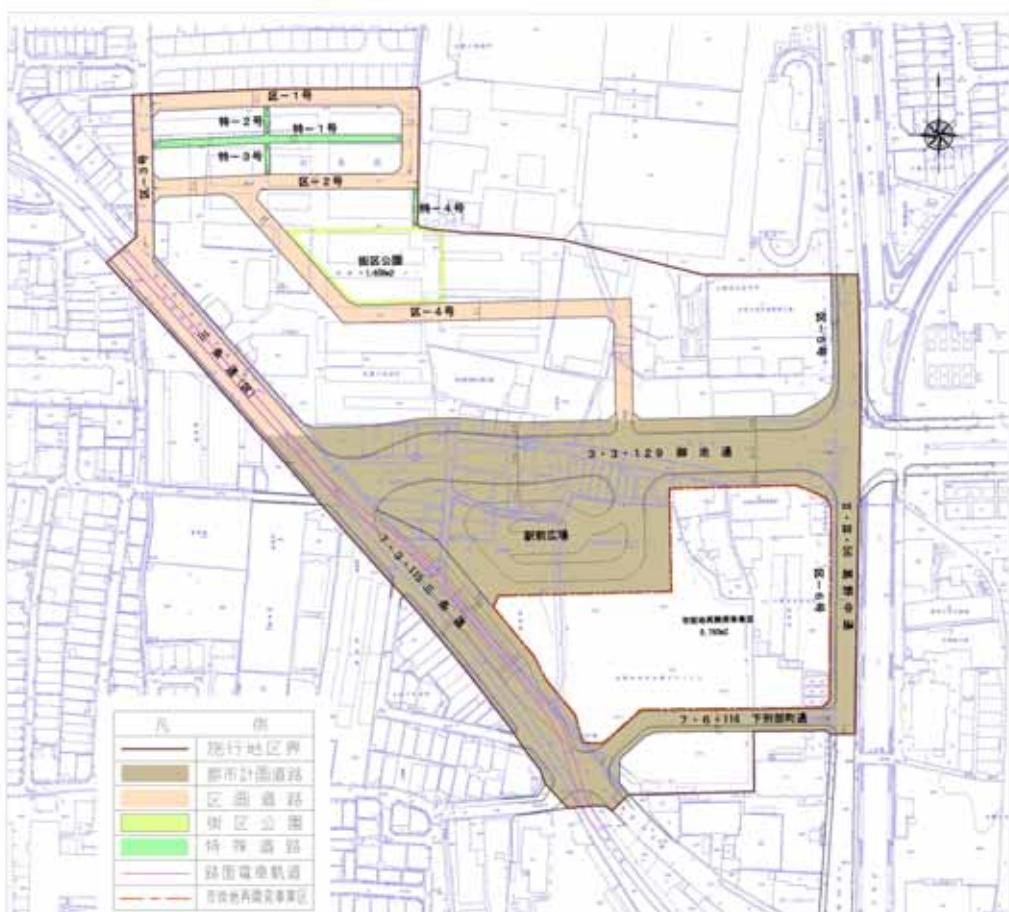
事業內容

- 事業名：太秦東部地区土地区画整理事業
施行区域：右京区太秦森ヶ前町，同区太秦上刑部町，同区太秦下刑部町，
同区太秦下角田町，同区太秦安井松本町の各一部
施工者：京都府
施行面積：約5.3ヘクタール
施行期間：平成14年度から平成20年度までの7年間（予定）
ただし，工事の完成は平成19年度（予定）
事業費：約62億円（予定）
減歩率：約35.9%（減価補償金導入による実質減歩率：約23.1%）

この事業計画は京都市建設局拠点整備課と消防局装備課にて平成14年5月24日～6月6日まで縦覧が行われ、縦覧期間とその後2週間（6月20日まで）意見書提出期間が設けられました。

設計圖

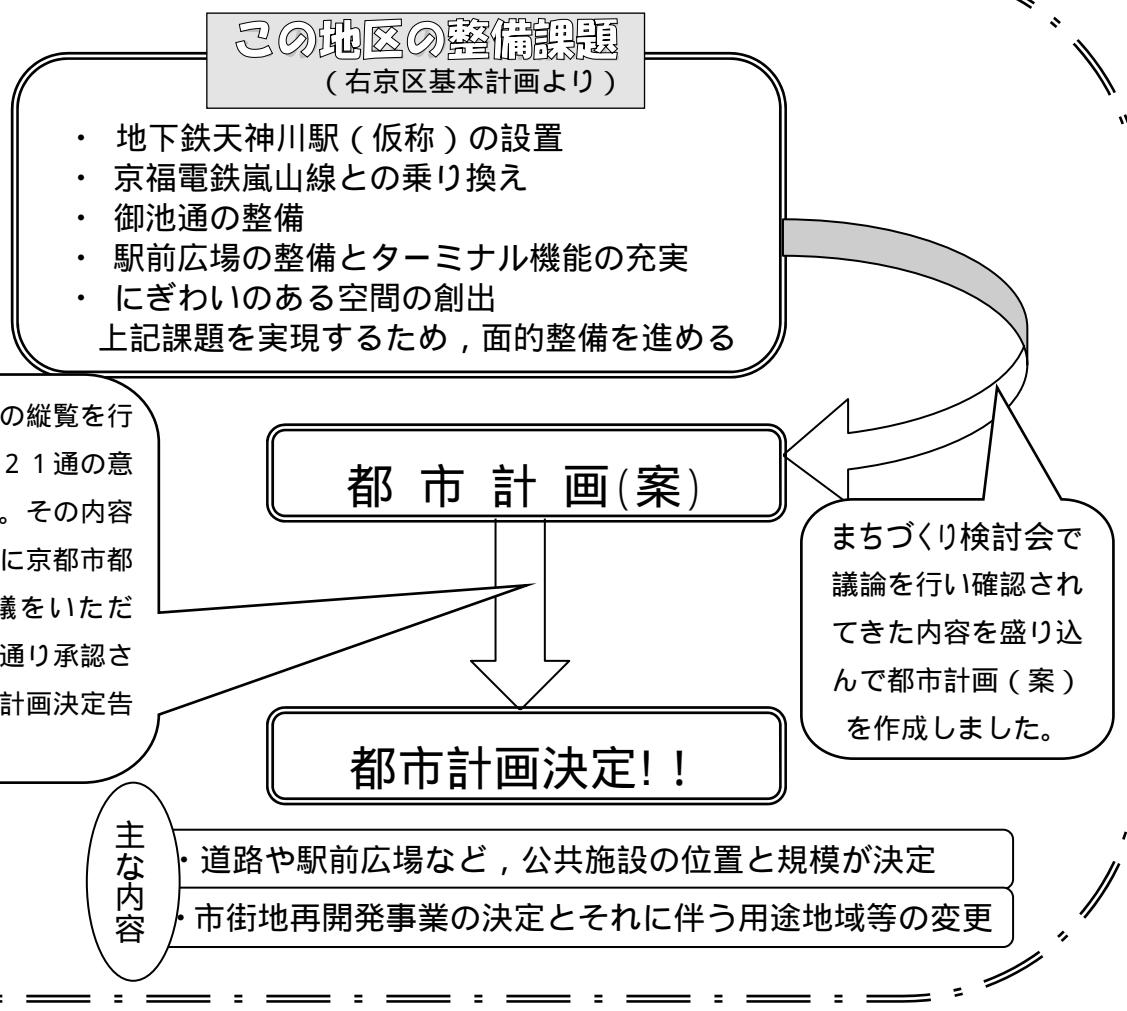
大秦東部地区土地区画整理事業 設計図



都市計画が決定されました

平成 14 年 5 月 10 日 , この地区に関連する都市計画決定がされました。その内容は , 検討会にて確認されてきた事項のうち , 都市計画決定が必要なものであり , 駅前広場を含む道路の規模や位置 , 市街地再開発事業の決定 , 用途地域等の変更と決定です。なお , 都市計画決定までの経緯は以下のとおりです。

＝ 都市計画決定までの経緯 ＝



審議会で出された意見と回答

京都市都市計画審議会において、提出されました意見書の内容も踏まえ審議された結果、原案どおり承認されました。審議会では各委員から三条通関係等について意見が出されました。

意見 三条通の現状の通行を維持したまま計画できないか。

A : 交通結節点として使いやすくするために軌道を東側に寄せた計画としている。

意見 天神川・三条通交差点が現状以上に混雑するのではないか。

A : 御池通及び葛野大路開通後には三条通の交通量が減り混雑は減ると予想している。

意見 御池通西伸時には三条通の交通規制はどうなるのか。

A : 交通規制は、西伸の際には再度検討したい。

意見 もっと広く住民の意見を聞くべきではないか。

A : 住民とともに検討会をすでに 8 回開催し、できる限り行ってきた。

意見 三条通の交通規制について、「利便性か安全性か」の問題であり、今後十分検討をしてほしい。

A : 現在の案は検討会で議論し、現時点で最もよい案だと思っているが、これよりもよい案が出てくれれば検討していく。

Q&Aコーナー

検討会で寄せられた皆様のご意見を紹介するとともに、検討会としての考え方をお答えしていくコーナーです。

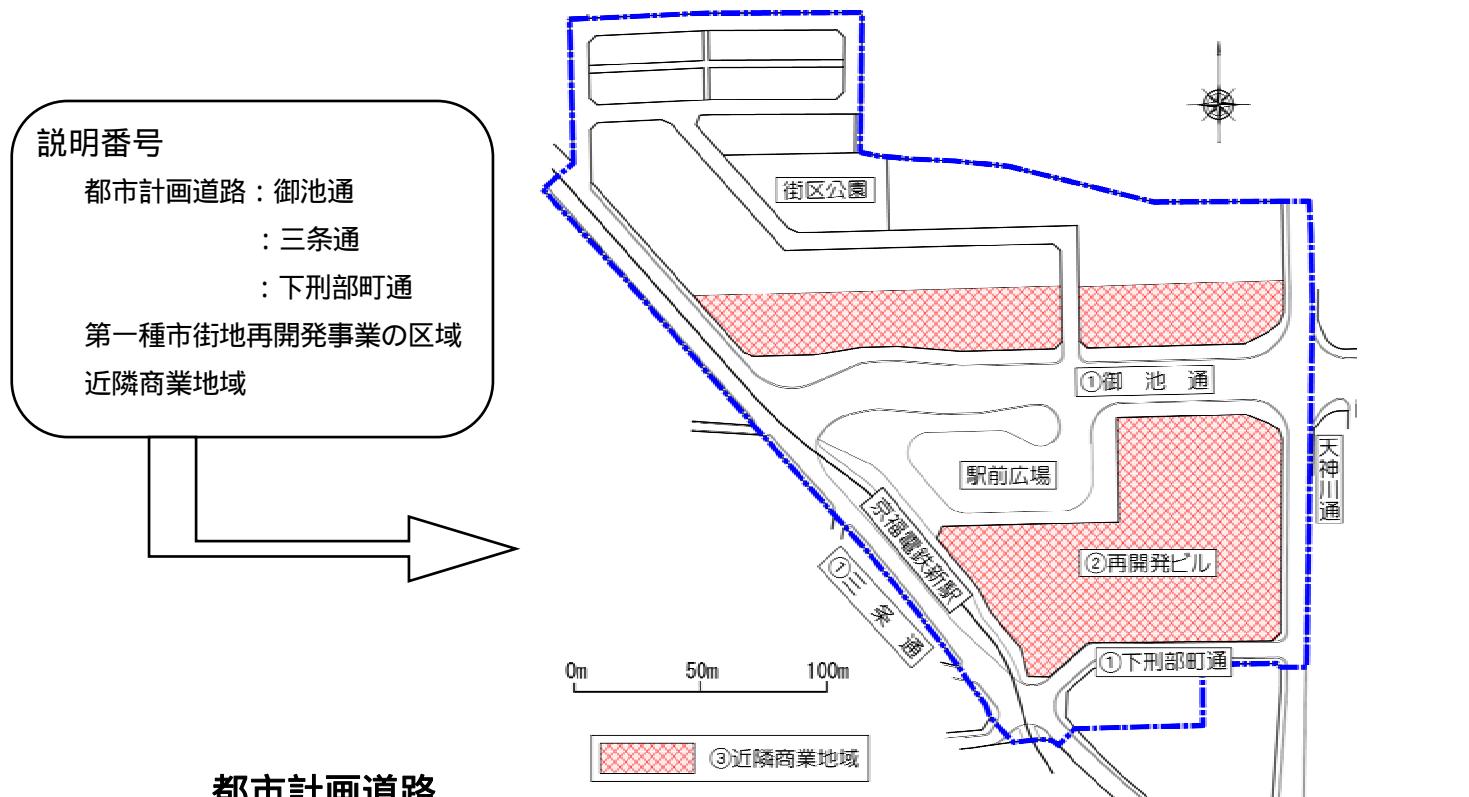
Q7 三条通の南行禁止（御池通への左折限定）は決定事項なのか？

＜お答え＞

三条通は、京福電車軌道敷との交差に対する安全性を考えると南行禁止が必要と思われます。その問題については都市計画決定の際にいくつかの意見書が提出され、その内容を踏まえて、4月22日に行われた京都市都市計画審議会での審議がなされ、都市計画道路の位置や配置等について、原案通り承認されました。なお、南行禁止に関しては、安全性の観点から原案のとおりとなっていますが、今後、これよりも良い案が出れば検討していくとされています。

都市計画決定された内容とは?

ここでは都市計画決定されたことについて、具体的な内容を報告します。



今回、都市計画決定された道路（都市計画道路）は、御池通、三条通、下刑部町通の3路線であり、道路の位置や幅員などが決定されました。御池通、下刑部町通は新たに建設される道路であり、三条通については御池通～下刑部町通までの区間のみ都市計画決定され、その区間の総幅員は現在の1.6mから2.4～5mに変更されました。

	標準幅員	歩道の幅員	その他の情報
3.3.129号 御池通	28.0m	自転車・歩行者道 (両側) 5.5m	駅前広場約4,000m ² を道路の一部として設置する 駅前広場の地下に自転車駐車場を設置する
7.3.115号 三条通	24.5m	歩道(西側) 2.0m 歩道(東側) 3.5m	[道路内に京福電鉄嵐山線の新駅を設置する] 再開発ビル等へのアクセス道路
7.6.116号 下刑部町通	9.0m	歩道(南側片側) 2.0m [北側歩道は再開発ビル敷地内で確保]	再開発ビル等へのアクセス道路

注：「 」は都市計画決定事項以外の内容

再開発ビル

来年度から事業スタートとなる第一種市街地再開発事業により、再開発ビルが建設されます。平成17年度から工事着工し、19年度に工事完了する予定です。再開発ビルにより、太秦東部地区が右京区の新しい拠点となるよう取組が進められます。

用途地域等の変更

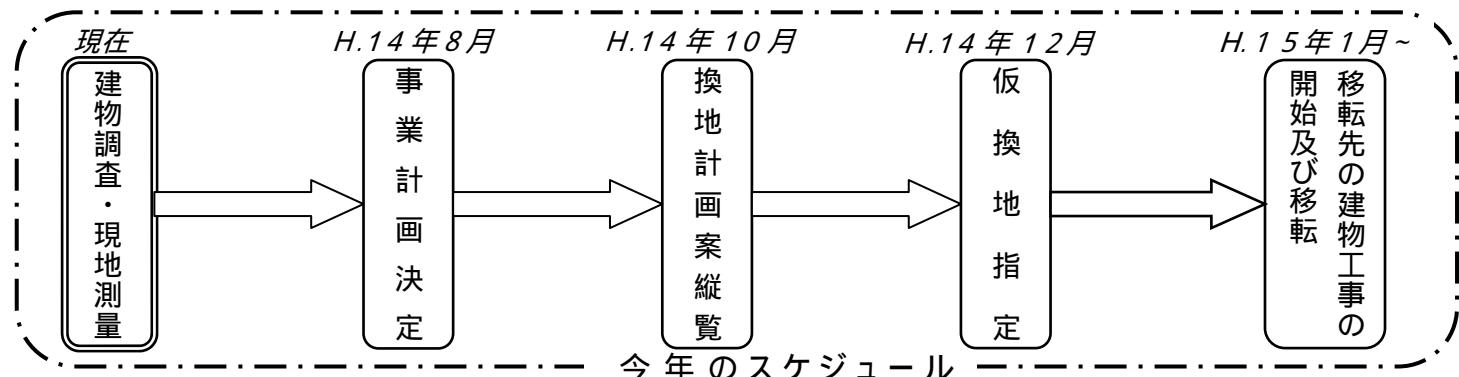
市街地再開発事業区域及び御池通北側から25mまでの範囲の用途地域等が変更されました。今まで工業地域だったのが、今回の都市計画決定をうけて近隣商業地域に変わりました。また、再開発事業の施行区域について、高度地区を20m第4種高度地区から31m高度地区に変更し、高度利用地区で、壁面後退などの制限も定められました。

近隣商業地域：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するための地域である。（土地区画整理用語辞典より）

今後のスケジュールについて（6月18日現在）

いよいよ建物調査、現地測量が始まりました。京都市職員や測量業者などが現地に入るようになり、権利者の方につきましては測量や建物調査に立ち会っていただくほか、換地設計の位置・面積等について、個別協議が行われることになります。

さて、今年はどのようなスケジュールになっていくのかというと……。



事業計画に対する意見書が出された場合には、若干の遅れが生じる可能性があります。

まちづくりについてのご意見をお寄せください

連絡先（事務局）：京都市建設局都市整備部拠点整備課

住所：京都市中京区西ノ京星池町37-1

TEL：075-822-7453

FAX：075-822-7180

メールアドレス：hisaoda@city.kyoto.jp

今年度より事務局が
拠点整備課に変わりました。

<京都市の都市整備ホームページ>

URL：<http://www.city.kyoto.jp/kensetu/toshiseibi/index.htm>